

第 5 9 号議案参考資料

議 案 名

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 長期優良住宅建築等計画等の認定について、建築を伴わない場合も対象となることに伴い、手数料の額を定めるとともに、字句の整理を行う。
(別表第 5 1 項関係)
- (2) 長期優良住宅建築等計画等の変更認定について、建築を伴わない場合も対象となることに伴い、手数料の額を定めるとともに、字句の整理を行う。
(別表第 5 2 項関係)
- (3) 長期優良住宅建築等計画等に係る地位承継の承認について、建築を伴わず認定を受けている場合も対象となることに伴い、字句の整理を行う。
(別表第 5 4 項関係)

3 施行期日

令和 4 年 1 0 月 1 日